

第十回 参議院大蔵委員会會議録第七号

昭和二十六年二月十四日(水曜日)午前
十時四十一分開会

本日の會議に付した事件

○アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小串清一君) これより大蔵委員会を開会いたします。

議事日程の順序から申しますと何ですが、政府委員の都合がありますから、先ず日程の第四のアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題として御審議を願います。

○小林政夫君 二十六年に予定されるこの法律を改正して一般会計へ繰入れる数字ですね、これを説明して下さい。この法案を改正してやろうという具体的な数字ですね。

○政府委員(佐藤二郎君) これは、予算書のアルコール専売事業特別会計の中の参考表に貸借対照表が付けてございまして、それを御覧願いますとわかるのでございまして、大体一億六千万円というものを現在のところでは予定しております。と申しますのは昭和二十六年度のアルコール専売事業特別会計

の損益計算書を見ますと、作業資産におきまして一億九千二百萬円の減がございまして、固定資産におきましては二千四百萬円の増がございまして、そこで一億九千二百萬円から二千四百萬円を引きまして一億六千七百萬円ばかりのものが予定されております。

○小林政夫君 その数字はわかるのですが、固定資産価格の増の二千四百三十七萬円というこれはどうして生れて来たのですか。それから作業資産価格の減一億九千二百萬円というのはどういう基礎によつて減つて来たのですか。

○説明員(井上猛君) 御説明申し上げます。固定資産の前年度から繰越した数字が八千七百萬円ばかりでございます。それに二十六年において……

○小林政夫君 その八千七百萬円というのはどこにありますか。

○説明員(井上猛君) これは内訳です。から予算書に載っております。二十六年に、これに固定資産の価値の増が四千万円ばかりございまして、逆に減価償却で減らす価値の減が千六百万円ございまして、結局翌年度に繰越す固定資産の額が一億千七百萬円でございます。従いましてこの翌年度に繰越す一億一千万円から、できた八千七百萬円を差引いた二千四百萬円というのが、要するに固定資産の純増加額となるわけでございまして。

○小林政夫君 この固定資産の価値が増すという四千万円ですか、これはどういうことで出て来たわけですか。例

えば郵便事業特別会計等を見ると、資産勘定への振替の勘定はつきりしておる。ところがアルコール特別会計においてはそういう振替勘定というものがない。この予算書にない。

○説明員(井上猛君) 四千万円の増加額は、結局その間に修理いたしたり、新らしいものを入れ替へましたりしましたので、当然それだけ価値が増えたわけですね。その額でござい

○小林政夫君 大体そういうことは想像できるのですが、そういったこの振替勘定、資産勘定への振替え、或いは資本勘定への振替えという勘定を実際の特別会計内部に設けてあるのです。うね、振替勘定というものが……

○政府委員(佐藤二郎君) これは郵政事業のような大きな特別会計におきましては、非常に経理が複雑でございまして、その関係のことが相当起るのでございまして。それで振替勘定を実際上

起してやつておるところはございまして、アルコール関係等につきましては、極めて簡単なものでございまして、特別にそういう中間勘定を設けて経理はいたしていません。只今の二千四百萬円の内訳は、一つは例の先日から問題になつておりますアルコール工場場の拂下げ、それを全然代金は計算に入れておりません。その内訳を大体申

上げます。建物ですね、それが六百二十二萬円、それから工作物が千八百四十萬円、それから僅かですが機械器具類が四百萬円、こういうふうな評価に

なつております。それでこの建物の六百万円と申しますのは、官舎を増設する予定になつております。それとその他の工作物では事業上に必要な各種の工作物を考えております。

○小林政夫君 そうすると施設のほうで、ずっと支出予定金額というのが上つていくわけですが、その中で今の既存の財産を処分して金が入るといふことは増加にならないわけですが、増加価値を付與するといふために支出する金額といふものがこの支出の中にあるわけですが、これがこの項目によつてはつきりますか。

○政府委員(佐藤二郎君) これは予算におきましては、この貸借対照表の比較は内訳を細かく見て参りませんと完全に付き合いませんが、この固定資産のほうには歳入歳出予算のいわゆる施設費といふ項がございまして。この施設の中で、アルコールで申しますと、一億五千万円ばかり二十六年に載つております。その中に含まれております。

○小林政夫君 一応その資料を……

○委員長(小串清一君) 今郵政大臣が見えましてから、長くかからないのでしたら……

○小林政夫君 資料の要求です。これはあとに保留しまして、郵政大臣のほうから。

○委員長(小串清一君) それでは只今の議題を一時保留して、郵政大臣がお見えになりましたから、大臣の、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんする

ための一般会計から繰入金に関する法律案について質疑を開始いたします。

○小林政夫君 大臣に聞くのでなしに事務當局の誤りだと思ふのですが、政府の提案理由の説明の中に、歳出総額が五百七十一億七千七百二十四萬五千円といふことになつてゐるのですが、この予算書を見るとどうも金額が符合しない。それはどういふわけなんですか。予算書によると歳出総額は五百七十億六千四百二十四萬五千円といふことになつております。

○政府委員(佐藤二郎君) これは誠に申訳ない点でありまして、実は私のほうからここで訂正を申し上げようかと思つておりましたのですが、予算の最後の締めくくりに異動等の手落ちからこういうふうなことになるやうにして、誠に申訳なかつたと思つております。

○小林政夫君 予算書のほうがいいのですか。

○政府委員(佐藤二郎君) 予算書のほうが正しいのです。つまりこの提案理由の説明のほうに間違つておりました、予算書のほうにお直しを願いたいと思ひます。

○松永義雄君 ちよつと大臣にお尋ねいたしたいと思つています。郵便局の労働者諸君に対して、二十日間の慰労休暇といふものが毎年與えられてゐることになつておりますが、現在もそうでありましようか。

○国務大臣(田村文吉君) さうなことに相成つておると思ひます。

○松永義雄君 ところが、事実二十日間の慰労休暇が與えられておらんという事情だということなのですが、その事情について一つ……。

○國務大臣(田村文吉君) 政府委員から答弁させます。

○説明員(土生滋久君) 年次休暇というところについてお尋ねの通りでございまして、これは仕事に差支えない程度に休ますというところになっておる関係上、すべての人が一年に二十日間、現在やつておりますかということになりますと、いふことにはなりません。併しこれは本年度に繰越すことができるということになつておりますので、今のところ全然切捨てたということにはなつていないのであります。昨年とれなかつた者は、今年度に繰越しになつて行くといふことでございまして、将来これをどこまで繰越するかというふうなことにつきましては、目下人事院で休暇法を研究してございまして、それによつて解決されるようにと思ひます。

○松永義雄君 繰越される、繰越すといふようなことを言つて、事実慰労休暇が與えられておらない実情である。然るに他の官庁においてはそれが実行されておる。ただひとり郵便局に對してのみ、これが繰越されるという名義の下に與えられておらん。我々の承知いたしておる通りに、正月とか或いは暮とかいつたときにおける郵便局員の忙しさというものは、これはけだし想像することができるのであります。そのように非常に忙しくなつて事実休暇を與えない、酷使することによつて、そうしてサービスを上げて行くこととしまして、事実それは結果において人の能力には限度があるのですから、成績の上にも影響して来ることを考えなければならぬと思ふのです。どうして郵便局員だけは、特別に悪い待遇を與えておかなければならぬという事情にあるのですか、お聞きしたい。

○國務大臣(田村文吉君) 御尤ものお尋ねでございまして、職務によりまして非常に忙しくて、つい休日も取れないで働いて頂いておるというふうなことも、相当多いのであります。併し今のお尋ねのように、非常にそれがため酷使して、能率を低下させているではないかというふうな懸念につきましては、十分に検討をいたしてございまして、さようなことの起らないように配置その他の点について考へて行くわけでありまして。併し今日は、申上げるまでもありませんが、余りに余裕といふものを持つておりませんから、ついさうな實際のときには、部分的にさうな問題が全然ないとは言えないのでございましてけれども、努めてさういふことのないように努力いたして参つておる次第であります。

○松永義雄君 よそのお役所には慰労休暇を與えておいて、さうして郵便局だけにはこれを與えないというのとは一体どういふわけなんです。さうしてその休暇についての一体手当というふうなものとはどういふふうになつておりますか。

○説明員(土生滋久君) 郵便局は、特に経営の規模が小さい特定郵便局といふようなところにつきましては、非常に差障りが困難なのであります。よその官庁或いはまあ我々のほうでは余りさういふことはないのではありませんが、非常に定員の少いところでは、やは

はり仕事の都合上どうしても差障りがつかないということが事実であります。それはむしろさういふ意味で経営の非常に小さな局にさういふ問題があるといふことと、それから仕事、御承知の通り定まつておりますから、仕事を休まない以上はやはり休暇を與えることができないというふうな、いろいろ特殊事情がありまして、さういふことが起り得るのであります。

○松永義雄君 その慰労休暇のものを、休暇のときに働いた手当というものは、さういふふうになつておりますか。

○説明員(土生滋久君) 手当の問題につきましては、現在慰労休暇の代りに手当を支給するといふことは給與法でできないといふことになつておるわけなんです。さういふわけで、手当を以て代えるといふふうなことは給與法上できませんので、結局繰越して行く、どうしても與えることができない場合は繰越して行く。

○松永義雄君 そうすると、休暇を與うべきであるにもかかわらず與えないで働かせて、而もその働いた時間というか、日に對しては給與を與えておるのですか、いいのですか。

○説明員(土生滋久君) 結局休暇の請求権といふか、要するに休暇を將來に繰越して行くといふ考へでありまして、休暇を全然與えないといふことになしに、與えることを先に延ばして行くといふことに現在なつておるわけでありまして。

○松永義雄君 そうすると、結論から言つと、翌年々と繰越して行つて、さうしていつになつたら休憩がもらへるかわからない。いづれ人事院できめるのを待つて決定するのだと、さういふような話ですか。

○説明員(土生滋久君) そうであります。

○松永義雄君 そうなりますと、どうも委員としましては、ただ郵便局員だけが不法な取扱ひを受けておつて、さうしてその他の官庁の人は二十日間の慰労休暇をもらつて休める、不公平だといふことを認めなければならぬのですが、事實はさういふふうな不公平とお思ひになるのですか。お思ひにならぬのですか。

○説明員(土生滋久君) 今度の人事院で作られますところの休暇法というものの内容によりますが、これは勧告案が出ませんから内容については言えませんが、いふまでも、要するにさういふ場合については、例えはさうと繰越して行きますと、或る一定の限界まで来ますと、或るいは給與とするなり、或いは又退職の際に一括して支給するといふような、いろいろ方法が研究されている模様であります。いづれにしても、絶対その人が損失をしたといふふうなことはならないだらうといふふうな、私どもは予測しております。

○松永義雄君 大臣にもちよつと伺いたいと思ひます。

○國務大臣(田村文吉君) 今のお話であります。これは郵政省の中にさういふものが多いやないかといふことは、或いはさうかも存じませんと思ひますが、よその役所にいたしまして、随分その係によつては休暇も取れないでやつてゐる人も實際相当多い感があります。さういふ不公平がいつ

までも続くといふことは不本意なことではございまして、人事院でもさういふ勧告をしたいと思つておられるだらうと思ひますが、全般の問題に關係いたしてお答えいたしますと、私どももいたしましてはできるだけさういふ不公平のないように一日も早く改正するよう努力したいと、かように考へております。

○松永義雄君 別のことをちよつとお尋ねしたいのですが、郵便貯金なり、或いは簡易保険の募集について割当額といふものはあるのですが、各郵便局ごとに。

○國務大臣(田村文吉君) 正確にはつきりした割当額で、それだけは必ず盡さなければならぬといふようなふうにはなつておりませんが、大体の目標を與えてやつております。

○松永義雄君 ところでその割当額が、不当であるといふ問題が起きて来るのであります。例えば東京都内のような人口の稠密な所では比較的募集しやすい。ところが農村の山間地になると隣から隣に一里の、極端な場合には二里もある。そこを廻つて、さうして割当てられた額を募集して来なければならぬ。結果において数字的にはさうした山間地は非常に募集額が少いようには見えるのですけれども、併しその労力の点については稠密した都市地域より非常に困難である。これに對して割当額が郵便局によつて非常にさうした面から見て、不当がある。なお且つ金額の点についても同様であります。然るに農村及び山間地帯は金詰りを越えて、金がどん／＼減つてい

なり、貯金の募集というものが非常に困難である。で、割当額というものが強制的でないにしても、郵便局員のほうから申しますと、任意であつてもそれが強制的な感じを持つて一生懸命にやる。併しなか／＼その成績を事実上上げることができない。非常に骨折つていくにもかかわらず、その労に報いるだけの結果を生むことができないといつたようなわけで、このいわゆる資本の蓄積というものが、大きく見ればそういう点にも関係があるので、とにかく一生懸命にやつておるけれども成績が上らないということは、結局集まる所に力を添えないで、そして金のない所に過当な割当をして、そうして成績の上らないことを承知しておられるかどうか知らないけれども、とにかく過当な割当額を募集せしめる、そういう感があるものであります。郵政省というものはこういう割当額というのに対してどういうふうにお考えになつておるのか。お聞きして置きたい。

○国務大臣(田村文吉君) 御尤ものお尋ねでございますが、今の目標額をきめます場合において、必ずしもその額がいわゆる人間の努力を要するのだ。こういう点を参酌して目標をきめて行く。こういうお話のようでありまして、至極御尤もでございます。私どももそういうつもりでやつておるのであります。或いは末端において必ずしも公平に行つていないというふうな場合もあり得ると考えますが、今後ともそういう点につきましては、できるだけその人の努力を買つて、それを標準にして目標額をきめるといふようなことによつてやつて参りたいというふうな

もので現在やつておりますし、今後とも努めて参りたい。こう考えております。

○松永義雄君 大臣の御答弁は、まあそういうことにならうかと思つたのであります。ところが事実上原庁なり、或いは郵便局なり、銀行なり、貯蓄連成のためにその努力をせられておることを認めるのであります。然しその認識において非常に欠けるものがある。もう一つ具体的に卑近な例を以て言へば、先ほど申上げましたように、山間地帯において貯金を募集して歩くのに郵便局員は一軒々々歩いて行くのに、一里も二里も歩いて行かなければならぬ。ところがそういう局員に対する取扱というものが、ただ成績の結果から見てその人の力を判断して、その事情の困難なることを忘れておるといふ傾きがあるのであります。そういう真に、本当に努力して山の中を駆けずり歩いて、そうして保険料を集めて歩くところの局員に対して、私はその取扱は相当考えなければならぬと思つたのですが、一つ大臣の御意見を承りたい。

○国務大臣(田村文吉君) 先刻申上げましたように、その人の努力を或る程度の秤としてそうして目標額をきめるということが当然行はるべきだと私も考えまして、お説には全く同感であります。ただ今御指摘になりましたように山間部等においては、非常に努力しておるにもかかわらず目標額が多くなつておる。そのような場合に目標額が多くなつておることも上らぬといふことは当然あり得ることです。その辺の点は十分参酌しておるつもりであります。が、或いは末端等においてそういう点

において行届かん点があるということとは御指摘の通りだと思つて、十分そういう点につきまして今後とも努力をいたしまして、公平に行くように努力いたしたいと考えております。

○松永義雄君 例へば東京都内において割当額以上に保険を募集して来る。ところが山間地帯ではなか／＼割当額に達しない。この割当額とその結果とを比較して、そうして比較的容易な都会地帯の郵便局員を尊重して、却つて一生懸命に努力して、而も事実上その事情のために成績の上らない農村地帯の局員に対しては、お前は成績が上らぬといつたような取扱をしておる。これは大したことはないのですが、募集額の如何によつては、何と言ひますか、表彰するといふようなことが行われておるようですが、實際困難な所で一生懸命にやつて、そうして割当額が過当なために成績が結果において上つておらぬという数字になる。そのほうは蔑視されて、そうして都会の容易な所で、金がたくさんあるところから募集ができた。そのほうだけを表彰するといふたうなことで、実際の努力に比例した表彰というものは行われておらない。これは小さいようでありますが、これもなか／＼やかましく、資本の蓄積だとか貯蓄奨励だとか言つておるのでありますから、我々から言へば隅つこのほうの苦勞している者が軽く扱われ、そうして割合に容易なところが尊重されるということになる。そういう点は私どもはいかんとおもうのですが、それは根本において割当のときの計数が誤つてゐるのではないかという点と、そうした苦勞している職員に対して相当好遇する必要があるのではない

いか。その点大臣に一つ……。

○国務大臣(田村文吉君) 全くその点は同感でありますので、できるだけそういうふうな注意をいたすように、保険、貯金両局ともになお注意をいたさせるようにいたしたいと考えております。

○佐多忠隆君 歳入不足補填の金額、二十六年度三十五億八千三百万円、二十五年度十二億八千三百万円という数字が出ておりますが、終戦後のそれ以前年度の不足補填はどういうふうになつておるのですか。

○政府委員(佐方信博君) 二十六年度の三月末でございますから、予算としましては二十五年度の、今年の補正予算を入れました百億になつております。

○佐多忠隆君 ちよつと、今の三十五億八千三百万円に對する、二十五年度は十二億八千三百万円ですね、それに対応する終戦後の各年度の数字が知りたいのです。

○政府委員(佐方信博君) 二十五年度の十二億を除いて申しますと、八十七億になつておりますが、これの年度別の内訳は今手元に持つて来ておりません。全部集計いたしますと八十七億になつております。

○佐多忠隆君 そうでなく、二十二年、三年、四年というように、ずつと各年度に何かそういう不足補填をやられたのだらうと思つて、その数字、二十六年度は三十五億、二十五年は十二億、二十四年度、三年度、二年度と遡つて、どういふふうになつておるかという数字です。

○政府委員(佐方信博君) 先ほど申上げましたように各年度のやつは、ここに持つておりませんから、すぐ調べまして、あとで御報告申し上げます。

○佐多忠隆君 では至急に書類にして御提出願ひたいと思つて、それを聞きませうえんは、提案理由に説明してありますように、この会計が独立採算制の建前であるといふふうになつていて、すでに数年前から独立採算制を確立することを非常にかましく論ぜられてゐると思うのですが、にもかかわらず実績は逆行して来ている、そういう状態ではないかと思つて、そこでなぜこういうふうな不足が出るのかという問題を、もう少し具体的に明示しを願ひたい。そうして一体方針としてはどういふ方針で運営されてゐるのかという問題を大臣にお聞きしたい。更に後日の会計の財政状態が健全な状態になつたときは、繰入金に相当する金額を戻すが、それは一体いつから独立採算制が確立するとお考えになつてゐるのか。従つていつからそういう金を返せるといふ計画をお考えになつておるか、これらの点を大臣にお答へ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(田村文吉君) 大体終戦後におきまして、郵政会計が相當に大きな赤字を出すといふことの一番大きな原因は、無論従来におきましては郵政、電通両省が合併いたしましたので、そういう勘定のやり取りの不透明な点もあつたといふのであります。一つの原因であります。一番大きな原因といたしましては郵便物が大体戦争前の半分に減つておる。で、これが回復いたしますことを念願して、なお又独立採算の建前からいたしまして、できるだけ郵便物の早く回復するように營業的に努力もい

たして参つたのであります。併し何分半分に減つておりますような現在の状況でありますので、現行の料金を以ていたしまして、独立採算を十分にとるという事は困難な実情にあるのでありまして、従ひまして或る程度まで郵便料の値上げということも当面当然考へられるのであります。そんなことも事務局において考へたのであります。

御承知のように郵便封書に對しましては八円が現在の料金であります。戦争前に比べますと二倍以上になつております。はがきにいたしまして大体戦争前の百三十三倍になつておる、こういう状況でありますので、殊にこれが利用者が小さい階級において多く利用されてゐるという理由で、はがきの二円は安いけれども今暫らく据置かざるを得ない、こういうことではがきの値上げもいたしませんでおるのであります。さうな状況下にあります。御承知のように郵便の原価と申しますものは大部分は人間であります。機械の応用というものが非常に少いのであります。やはり相当の人員といふものは、量が減つても何でもおこななければならぬといふような関係もありますので、なか／＼これが経費の切詰め等も困難な実情にありますが、一面独立採算ではあるが、郵便事業というものが国民の文化、経済全般に及ぼす影響が非常に大きい点を考へまして、今日の状況においては今暫らく一般会計から繰入れをお願いいたさざるを得ない、こういうようなことで今回一般会計から繰入れをお願いすることになつたわけでありまして。然らば将来何年たつたら今の独立が立派にでき、而も余裕金を以て国庫に返すこと

ができるかというお尋ねであります。が、今の郵便料を値上げすることも一つの方法であり、又郵便量自体が非常に殖えるということも考へられるところでありまして、併しこれが、果して何年の後に繰入金を返すかということに對して計画は立つておりません。さう御了承願ひたいと思ひます。

○佐多忠隆君 計画が立つていないとおつしやるのですが、ここにはちやんと、後日この会計の財政状況が健全な状態になりまして曉には云々という約束をしておられる、これは單に計画はないのだけれどもいい加減なことを言つておくといふようなお考えなのか、もつとこの点は正確に長期計画をお立てになつて考へるべきではないか、殊に国家全体として、自立経済を打立てるためにどうするかという非常に困難な問題を、具体的に考へなければならぬ時期になつておるのに、たつた一つの特別会計のといつては失礼かも知れないが、独立採算制の長期計画が立たないといふようなことは、実に我々として了解に苦しむところなんです、その点を大臣はどういうふうにお考へになりますか。

○国務大臣(田村文吉君) 今予算書に書きまして、将来余裕を生じましたときに返すといふことは間違いないのであります。今おつしやるような計画を立てて、何年の後にはこの金が返せるといふところまで立てないかといふお話であります。今申したように、郵便量の増加及び料金の改善問題等のは、今日の事態におきましてできるだけ料金の値上げは避けられれば避けて行かなければならぬ情勢にもありますので、こういう

点を考へまして、何年の後に幾ら殖えて、幾り返すといふような数字を立ててお目にかけるというまでに至つておりませんことは誠に遺憾でございます。けれども、御了承を頂かなければならぬと思ひます。

○佐多忠隆君 どうも了承ができないのですが、今おつしやるように、或いは庶民大衆のそういうものに対する負担を減らすとか、或いは文化的な意味で今の印刷物の郵送料金等については、單なる採算制の立場から見れば、非常に不合理なものがあるのじやないかと思ひますが、それらを、併し文化的な、文化向上の立場からあえて国家を損失を補填してもいいんだといふようなふうのお考えで、それをやつておられるのならば、ここで一つ潔く独立採算制を放棄して、明確にして一つ出すべき問題です。そういう根本的な問題もきめなければならぬに、或いは大臣が言つておられるように、或るべく料金を上げないといふような方針を貫かれるのならば、それでどういふ対策が、どういふ計数的な予測から上げないで済むんだといふようなことが、もう少し具体的に計画的にきめられて、政策が立てられて然るべきだと思ふのですが、重ねてその点を至急に、この長期計画その他をお立てになる用意があるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(田村文吉君) 今のお話の中にもございましたように、一郵便便というものが独立採算で必ずやるべきものだ、或いは文化、経済全般に對する或る程度の国家の補給があつても然るべきものだ、こういうような点に關しては、私議論もあると考へており

ますが、現在では私も實際山の中でたつた一軒家に新聞を配達しますのに八十銭、こういうようなことは原価の上から言つて独立採算を堅持する上から言つても、到底できないことであります。併しこれは考へて見ると文化に及ぼす影響があるから、そう高いものにするとはできない。こういうような意味からいたしまして、若干のそこ独立採算と言ひながらさういふ点も考へるべき点があると、こういうやうなふうにお考えです。然らばその程度、限度は如何といふことになると、なか／＼簡単に結論を得ない点もありますので、現在のところは将来はがきの値段、封書の値段等をきめる場合、大體世間的な物価の程度に準じてやはり上げるなら上げる、下げるなら下げる。絶対に値を上げないといふ方針では無難ないのであります。ないものであります。いま暫らくの間これに對する長期計画をはつきりするといふことが困難な実情にあるといふことを申し上げたいのであります。

○佐多忠隆君 どうもその長期計画を立てることの困難がよくわからないのですが、計画を立てて行けるもの、今の独立採算制でやつて行けるもの、あるいは、独立採算制にするならばどれだけの料金の調整をしなければならぬのかといふことが具体的に出来ないの、むしろこの原因は計画をお立てにならないことにあるので、それを国家として考へにならぬといふのはおかしいじやないか。さういふふうにお考えですか。

○国務大臣(田村文吉君) 昨年はがきの値上げをしようかといふ事務局の案

ができましたときは、大よそ二十五、六億円の収入増を見越しまして、それによつて独立採算をややできるかと、こういう点から一応立案されたのであります。ところが御承知のように年末の問題、ベースアップの問題、それが出て参りましたために、大體三十五、六億円の不足が出る。仮にはがきを二円のものを四円に上げててもなお何億の不足が出る。こういうふうな実情にありまして、で政府へいろいろ相談した結果、これは一般会計から出さうといふことで、諸物価との釣合ひもあつて、現在のところはがきの値上げをしないほうがいいといふところに結論を得ましたので、やつて参りましたのであります。

○佐多忠隆君 それならばどうも現在むずかしいといふ問題でなくつて、性質として独立採算制が不可能なんじやないかといふ結論になるので、先ほど申しましたやうな健全な状態になつた曉にはどういふやうな気休めはむしろやめて、もつとこういう計数的な理由からして、ここ数年は、少くとも二、三年はその可能性がないから、これは独立採算制をはつきりと棄てて、併しそれは例へば庶民大衆の負担を上げないためだとか、或いは文化政策の立場とかいふいろいろの事情を勘案して、その点をむしろもつとはつきりする必要があるのではないか。その点についてはさつき申しましたように、国が全体の自立計画ですら、あの複雑な困難な問題を少くとも三、四年くらいは先を見通して長期計画を立てた。特に鉄道会計その他においてもさういふ貨物輸送その他をば全部計画的に運んで行かうとしておられる時期であるの

で、是非その点は一つ郵政事業において、もしかく計画が立てられるべきだと思ふのですが、その点を大臣は早急にお立てになる意向はないのかどうか。

○国務大臣(田村文吉君) 今一例を昨年の夏の料金の値上げの場合を引きまして申したのでありますが、今のよう

に、実は二十五億とれると思つたのが去年十九億といふペース・アップがあつて、誠に郵便行政が変転極まりないような情勢下にごさいますので、仮にできる数字を作りましても、恐らくは忽ちできないようなものに、半年たたないうちにそれがなつておるのであります。私どもの過去の経験がなつておるのであります。そういうような状態でござ

いますので、これを正確にプランを立てて、皆さんの御納得の行く数字を出すというところは私は困難ではないかと考へておるのでありますが、併し今のお話のありました郵便事業自体の性質から考へまして、公共的性質を多分に持つてゐるから必ず独立採算できち

と行くべきである、或いはそうせないでもいいのだ、確かにそれは議論があるところだと思ひます。甚だ安易な考へでありましても、幸に郵便物の量が仮に倍になります。そうすると忽ち四十億、五十億の増収になると

いうことになるのでありますが、その辺のことは予定がきませんので、或いはそういう公共的の性質を持ちながら、現在の料金程度を以てずつとやつて行けるようになるか、或いはどうしても見込みが立たない。立たないからこれは金を返すことはできないとして、公共事業として国家の補給をする

というように考へ直すか、暫らく私は検討さして頂きたいと、こう考へてお

ります。併し御趣旨のようなことは私も常に考へております問題で、できるだけ早く安定する数字を出したいと考へておる次第であります。

○佐多忠隆君 その点は、そういう方向に進めて頂くことにお願いをしまして、次にお尋ねしたいことは、郵政事業の予算定員は二十六年四月には二十五万九千人に、二十五年度末は二十六万といふふうになつてゐるのですが、従つて大抵現員通り殆んど増減なし、若干減少するということになつておるのですが、人員はこれでとめる、或いは自然減その他を待つというお考へなんですか。郵便事業の事業量はどれくらい増えるのか。従つてその増える事業分量をそれだけの現員でやりになるか。必ず労働強化その他になるのじやないかと思ひますが、その点どういふふうにお考へになつておるのかという点を一つお聞きしたい。

○国務大臣(田村文吉君) 今の若干、七百六十人減つておりますが、若干減つておりますが、併しこれは決して必ず労働強化になるというところは絶対にないものであります。なお、その研究いたしまして詳細につきましては、給與課長のほうから説明いたさせます。

○佐多忠隆君 事業分量がそのままであれば、労働強化にならんとするのですが、恐らく収入その他から見ると事業分量は相当増えるのじやないか。事業分量が増えたにかかわらず現員のままだあれば労働強化にならないじやないかという点を特に御説明願ひます。

○説明員(土生滋久君) 事業分量につきましては、二十五年の予算では百五

十六億の収入見積りを立てておりますが、二十六年では百六十億といふふう

に計算をしております。二十四年の実績に對しましては、大体三〇%ぐらいずつ増へて行くだらうという計画を持つております。それからお定員が減りましたのは、これは特定局の電気通信業務の委託を受けておるわけでござ

います。その特定局の一部を電気通信省が直轄するという問題があるために移りますので、こつちの仕事が当然減ります。その分が電気通信省へ引継ぐという問題であります。実際上の定員としましては、事業全体を通じて従来と同じ定員でやつて行くということになつております。

○佐多忠隆君 そうすると、事業分量は殆んど増えないといふふうにご了解しいのですか。

○説明員(土生滋久君) 実際問題として、は、実際上全体的な量は増へて行つております。ところが料金面に出

て参りませんのは、二十五年の五月から料金を値上げいたしましたときに、大体今までは封書とはがきの比率は二

対一といふことでありましたが、その

のはがきだけ据置きいたしましたので、その後の傾向は皆はがきになつて

おりまして、はがきはどん／＼増えて、封書のほうは少し落ちて行くといふ

うかつこうで、事務量全体としましては、量は増へておりますけれども、収入はそれだけ出て来ないといふ

うになつております。

○佐多忠隆君 そうしますと、事務分量は増へておるにかかわらず収入が

増へていない。収入が増へていないが、事務分量が増へてゐるということ

然に労働は増へて来るわけになる。それらの点を單に労働を強化することに

よつて補充しようとお考へになつて

るのか。それともこれは次にお尋ね

したいのですが、給與ペースその他を

う少し見てやることによつて、それを

補つてやうとしておるのであるか、その辺をお聞きしたい。

○説明員(土生滋久君) 実は定員を配

置いたときに、特に郵便の場合におきまして、局によりまして一日二

回或いは三回鉄道便がきまつており

ますので、その間に処理いたしますた

めにも細かい計算をやつておるわけ

であります。これぐらいの事務量の増加は、現在の定員でやつて行けるだらう、或る程度開きが出て来ますけれども、その範囲内でやつて行けるだらうと考へております。

○松永義雄君 ちよつと関連して……

今度休日配達をおやめになるという噂が飛んでゐるのですが、その事実はどうですか。

○国務大臣(田村文吉君) 日曜日、祭

日におきまして特殊の配達は、これは別

であります。一般の郵便の配達はやめ

てはどうか、こういうことにつきま

して、それについてどのくらいの人が節約

できるかといふことで概算いたしました

ところ、数字の面から言ひますと

いふと、約三千人ばかりの人が浮くこ

とになる。こういうようなことがあり

ますものと、欧米でも大部分の国は日曜には一般郵便物は配達しておりませ

ん。こういうこともありますから、一

遍この点は一つ真剣に検討して見た

い、こう考へましたので、全国にご

ざいます郵便局の中からおいろ／＼モデル

的なところをとりまして、二百局ば

かりに對して日曜配達をやめることの線

に從つて一月の中旬から試験的にやつ

ております。その結果まだ数字も出て

参りませんので、最後の結論を得るま

では至つておりませんのであります

るが、例えば月曜日になると非常に仕

事の分量が増へて来る。こういう場合

には補充をしなければならんというよ

うな点もあるから、今の人員の問題は

そう多く期待することは困難かも知れ

ませんが、一応は経費の節約、特に欧

米における慣行に従ひまして、日曜日

にやめることについての検討をやつて

おります。この結果三月までいたしま

して、その上で決定したい、こう考へ

ておる実情であります。

○松永義雄君 私は絶対反対です。先

ほどあなたは慰勞休暇の点について考

慮するといふことを言われて、従業者

の利益、生活、仕事の上のために非常

に御親切なお言葉があつた。ところが

只今のお話によると、休日配達を廃止

して、そうして先ほど来御質問があつ

た独立採算性を図る、その点で経費を

節約されて、そうしてあなたは三千人

とおつしやつたが、約四千人の失業者

が出るというので、通信従業者は非常

に心配いたしておるのであります。す

でに物価の騰貴でそのペースすらやり

切れんこの際、失業者を出して、そう

して経費削減を図らうといふのは以て

の外である。現にもうすでにモデルと

して所々でこれを試験しておる。實際

やつておられるのですが、一体大臣は

こうした苦しい生活のときに、仕事

がたくさんあつて、そうして慰勞休暇

も與えることができません。よその官庁に比

較して與えるものも與えないで氣の毒

だと言つたあなたは、その口の先で、

そうして失業者を三千なら三千、四千を出そう、あなたの言うことは全く矛盾してゐる。人の生活というものを全く考へておらんということになるのですが、これはどういふことなんでしょうか。

○國務大臣(田村文吉君) 先刻の慰労休暇の問題と、今の問題とは抵触しない考へを持つておるのであります。と申しますのは、今三千人四千人の人をすぐやめさしてしまふつもりかという、こゝういふ意味であります。幸いに今のトライアルの結果がよくて、これは一つ皆様の御不自由は若干あるけれども、その程度はお忍び頂けるといふことであります。それを実行するにについては現在の人を解職するという考へは全然持つていないのであります。と申しますのは、今まで若干労働の重い点もあるだろうし、慰労休暇も十分やれない、そういうような点もありませんから、多少その方面のほうの補いにもなり、又自然にやめるかたが有りました。若干の人は今の現員で補いがつく、こゝういふような考へ方を持つておりますので、仮に実行いたしますといたしましても、今の解職するといふようなことは考へておりませんのであります。

○松永義雄君 先ほど大臣はおつしやつたのですが、日曜配達を中止いたしますと、月曜日に捲いかぶさつて非常に忙しくなる。そうでなくとも慰労休暇を與えないで仕事をさして、漸く凌いでいるところへ、更に月曜日へ捲いかぶさつたには、従業員の労苦も察するに余りあるであります。問題は従業員の立場を考へて頂くことは結構だが、併し従業員が日曜配達をやめ

て、仕事が捲いかぶさる。而も解職者を出さんというお話ですが、併し従業員のほうから言つて、モデル、一つの模倣を作つて、そうして実行して、四千の失業者が出るだろうということをお忍びしております。実際にあなたは、失業者は一人も出さないということをお断言せられますか。

○國務大臣(田村文吉君) 若しこれを実行いたしますにいたしましても、失業者は絶対に出不さぬ。

○森下政一君 今に關連して一つお尋ねしたいのですが、二百ほどの局を選んでモデルとして日曜配達をやめるといふトライアルをやつておるとおつしやるが、その結果が若しよければそれを全体に普及して行かれるお考へのようにですが、その結果がよいといふのは一体どういふ場合が出て来たらよいといふのですか。

○國務大臣(田村文吉君) 甚だ抽象的な言葉でございますが、需要者といふ便がなければ……あるよりはなないといふことが確かに不便に違ひない。併しまあ大したことではなに行けるという、いわゆる需要者の声を伺い、又実際にこれを行つた場合に、翌日の労働、人の振替等につきまして非常に重荷がかかるか、かからないかといふような点を実は試験いたしておりますので、局自体の都合と、それからもう一つは利用されるかたのお考へ等も伺ひまして、そして決定して参りたい、こゝう考へております。

○森下政一君 大体それはいつ頃からお始めになつておつて、いつ頃までの間の成績を見よう、どれくらいの期間に亘つて実施して見て、その成績の判

定をしようという考へなんですか。

○國務大臣(田村文吉君) 現在のところでは三月一杯までやつて見たい。

○森下政一君 いつからお始めになつておりますか。

○國務大臣(田村文吉君) 一月十五日からです。

○森下政一君 それは全国的に……

○國務大臣(田村文吉君) 全国的に選びまして、關係の各種の方面を物色してやつたのであります。

○油井賢太郎君 關連して伺いたいのですが、実はその二百のモデルのある局に行つて話を聞いてみたんですが、休日を含め今までのようなばら／＼でなしに、日曜に統一されたために、次の日が非常に事務分担の量が殖えて、やつぱり超過勤務手当というやうなことも、まあ自分らとしても考へていたところ、さつぱり居残りになつても超勤務手当も満足にもならない状態である。これでは今までのほうがよつぽどいいといふやうなことを従業員のほうでも言つてゐるのです。それで常識的に考へて見ても、ほかの事業と違つて、こゝういふ郵便事業等は毎日平均的にまあ仕事が出てゐるのです。それに對して一週間のうち、或る特定日を休日にするといふと、どうしてその次の日は多忙になるのは當然です。若しその多忙な日が今までの定員で以て完全に支障なく仕事ができるのであれば、これはまあ人間を一日置きにさへ使つておればよいといふやうなこともなるのです。こゝういふ点から言つてもどうも多少不合理じゃないかと思つたのですが、今の超過勤務手当に關連して、或いは人数の点についての當局の御方針はどういふふうにお考へ

になつてゐるか、御発表願ひたいのですか。

○説明員(前田嘉壽夫君) 只今の御質問に對しまして、超過勤務手当につきましては十分配算をいたしてありますので、日曜日の出勤をやめました。それに、勤務時間が延伸いたしました。それがために超過勤務手当を拂わないといふやうな事態は全然ないはずでございます。それから又月曜におきまする物量が殖えたがために、相当その勤務時間が長くなることを恐れました、それを防ぎますために日曜日に休暇を取りました者が道順組立に應援いたしまして、これを行なつております。

關係上、実施当初の一月十五日の月曜日の一号配達の場合は、相当時間がかりました。が、二十二日の月曜日の配達の際には、比較的素に平素の集配時間より約三十分程度延伸する程度で、配達量が完了したといふやうな場合が比較的多いのであります。なおこの点につきましては、今後検討いたしたいと思ひます。

○油井賢太郎君 つまり仕事が倍加しても、三十分ぐらいの程度で以て、事務は滞りなくできるといふことは、これは逆に考へますと、人数が半分でもやれるのじゃないかといふふうにも聞えて来るのです。要するに経費がこつやつて、赤字補填のために相当一般會計から繰入れをしてもいいといふやうなときに於いて、もつと能率を上げることが十分にできるといふやうなことになると、今回出された赤字補填の要求といふものが矛盾を來たして来るといふことになるのです。こゝういふ点についてはどうお考へですか。

○國務大臣(田村文吉君) 今御説明い

いたしましたように、これを試験的にやつております。殊にさつき申上げたやうにいわゆる利用者のほうのいろ／＼、そういうたうな問題もございいます。例へば現在、日曜は休んでもよいが、月曜日の朝九時までに郵便物を届けてもらへば、却つてそのほうがよい。現在はどうしても一号便が十時半、十一時ぐらゐまでかかつておる。それをもつと早く届けてもらへば、これは日曜はやめてもよいといふやうなあれもあるのです。今お話、の一体普段人間が余つておるから、こゝういふことになるのじゃないかといふことでありますが、やはり日曜を休んだあと月曜日から月曜日は或る程度気分も違ふから、それで以て平常の勤務に堪へ得る量であるといふことは、常識的に無理じゃないかと、こゝう考へます。決して余分の人があるから、こゝういふことができるのだといふことではないのであります。

○小林政夫君 大臣でなくともよいのですが、業務収入の見積りの基礎ですね。どういふことでこれだけの見積りができたかといふことを伺ひたい。

○政府委員(佐方信博君) これは二十五年度の一月から五月まででございます。一月から五月までの実際の収入をつかみまして、それから二十五年度の六月から十二月までは、戦時中におけるところの三カ年間の平均の指数がございいます。例へば一月から五月までが五で、六月から十二月までが七といふやうな推計をして、それを合計しまして、こゝうして三割の部数増加があるといふやうな計算をいたしております。それにプラスの年賀便三億枚、それが

○小林政夫君　外国郵便運送料というのが二億一千万円、今言われたこの外国郵便というのが具体的にどうなつて、その料金区分はどうなつておるか、お知らせ願いたい。

○政府委員(佐方信博君) 海外通送料は二十六年度的において収入を二億と見まして、支出を一億三億と計算しております。これは推定でございますの

で、相当まだ動くかと思いますが、主として外国に対する航空の郵便の航空会社、それから船会社に拂うもの、又直接国内の収入として取りますのが一般の郵便料に入つてしまつてゐるので、直接外国に拂う分と、外国からもうらう分だけをここに海外通送料として收支ともに挙げているということになります。

○小林政夫君 いろ／＼細かい経理上のことを私は勉強したいと思つておるのです。あとで結構なんですが専門員なり、成るべく経理のほうの専門の人に来てもらつて細かい経理の内容について聞きたいと思うのですけれども。

○油井賢太郎君　もう一点伺いたいのですが、先般股本会議で以て実は電信電話の民営の問題について時間がなかつたので極めて簡単な質問をいたしたのですが、それに対して大臣からいわずれこれは民営に移されるようなお話ばかりに承わつたのです。それで首相からも、たばこと共にこの電信電話というものとは或る程度民営にするといつたような意見も承わつたのですが、これは現在のいわゆる郵政或いは電通あたり

の機構では到底国内の今日の通信事業

等についての万全な対策が講じられないというふうなために、民間に移したほうが良いというふうな点なのですか、それとも又経費がありさえすれば今の機構でももつと十分な方策が立てられるというふうな点なんですか、これを明確にされたいのです。そこでこの特別会計に計上されております金額等を見ましても、いつでも収入と支出とはバランスがとれるようになっていて、而も年度末になるというと、赤字が出て一般会計から補填してもらいたくないというふうになるのですが、そういう点に関連して大臣に今後の御抱負をこの際発表願いたいと思います。

○國務大臣(田村文吉君) 先日日本会議で御答弁申上げました意味は、油井さんのほうでは何かもう民営というものを或る程度きめてかかつて調査しているようなふうのお言葉にもとれるのであります。そういう意味ではあります。せんで、電話の先般国会においても公共企業体に直したらどうか、こういう御決議も頂いております。その後関係方面とも衝衝いたしておりますところが、どういう都合か昨年の夏になりました公共企業体の考えは暫らくストップして欲しいと、こういう占領政策の上からの御指示がありました。それで公共企業体の問題はかなりに進んでおたのでありますけれども、そういうことで一時中止いたしました。そこで併し電話の状況が非常に皆様は御迷惑をかけているということとはよくわかつておるので、何とかしてこれを早く復興するという手がないかかということについていろいろ考えておる。方法としてどうも官のほうでは能力が上らないのだから、一つ民営に

してしまつたらどうかという、こういう御意見もございます。又総理からも民営にすることについての一遍一つ基礎研究をやつて見たらどうかと、こういうお話もあつたのです。それでありましたが、今公共企業体はそういうようなことで暫らくストップということでもあります。ということは現在の企業形態をすぐ変えるということについてはG H Q のほうの御了解も困難だという建前にあると思ひまして……、併しそれは或る期間の特殊の理由であります

かどうか、そういう点もありますので、私のほうとすれば民営でやることと、私のほうとすれば公営企業に残して置きたいか、或いは公営企業に残して置かならばという方法を用いるべきか

といふようなことを目下郷りに研究いたしておるのであります。今差当つては現在国家企業でやつております關係上、国家企業であつてもできるだけ民営の長所を取入れなければいかん。現在

資金は全部国の資金によつて賄つてお
るわけですが、もう少し民の力を借りる
ような方法をとるべきじゃないかとい
うようなことも考えられるわけでござ
いますので、折角その点につきましてG
H Qのほうの御了解も得るように努力

いたしましたのでありますが、若干そういう点についての了解も得ましたので、例えば $P \cdot B \cdot X$ と申します屋内の電話でございすね、そういうようなものはその増設をなさるかたが金を出す、それは政府に一時借入金のような形ですということも大体お話し合いがつきまして、従来はあちらさんのお考えとして国がやるならばやるとして、徹底的に国がやるべきで、なかなか個人の企業が中に入るといふことは却つていかにというような点があ

りましたので、いわゆる民の力を借りることが相当困難な実情にあつたのであります。併しそういうふうにだんだん了解されて参つておりますので、もう少し政府と民の力を利用する方法を、逐次現在においてもやつて行こうと、こういうふうな心掛けはあります。併し民黨、或いは官黨、公共企業体の根本的な問題についてはなお部分的部分ないろ／＼の問題に亘りまして、検討をやつております次第であります。

○油井賢太郎君 最近新聞でよくあの

て東京、大阪間を引受けて大変な利益を得ているものがあるとか、或いは電話の施設に当つて、電話の引かれ

るまでに非常に遅れる。例えば東京都内あたりは申込んで三年間もたたななければ恐らく架設されないとか、そういつたようなことでその間に乗じて特別施設をやるとかいうので五万円とかか

七万円とか、これは通り相場ですが、恐らく大臣もこういうことは御存じだと思ふが、事実まあその通り引かれるか引かれないかは別として、この運動をしてあるとか、まあ当然引かれる地域にあつた電話が特別な運動のため

引かれた顔を装つて五万円だ、七万円だという金を取つたという、そういう例が多いのです。そういう収入が国庫のほうに入つておればまあ国家財政上にも、相当大きな影響を来たしておると思うが、そういうようなことを見逃されておるような状態というのは、結局現在の施設ではサービスが悪いという結果だと思ふのです。こういう点についてはやはり当局としてはや予算を十分獲得し、拡充すべき施設は十分拡充して、そういうつたような品

まわしい事件が起らないくらいまでに配慮されるのが当然じゃないかと思うのです。そういう点から見てやはり官営、今の国家でやつておる事業というものはとかく能率が上らないとか、或いはその裏に忌まわしい風聞が出るとか、或いは、こういうで、民営に移したほうがいい、こういうような輿論も出るのです。これに対しては大臣も十分民間の状況を御察知になつて、極力サービス本位のこの事業に対しての予算の獲得を図られるのが当然じゃないかと思

う。この点が少し弱くはないかと思うのですが、予算のいわゆる分捕り主義といいいますか、そういうたようなことについて御努力の程度についても、今ま

での経過をお話願いたいと思います。

○国務大臣(田村文吉君) 先刻ちよつと私設郵便のお話がありましたので、これを申し上げますが、私設郵便は戦後から交通が非常に不便になりましたの

で、まあ初めの内は会社のみならずから本支店の間に人を走らすというようなことをやつておつたが、これがだん／＼職業的になりました、ではこの会社は引受けようというようなことがだんだんひどくなつて参つた。併し御承知

のように郵便はだん／＼状態が戦争前
の状態に近いまで今日配達期間が短縮
しておる。そういうような関係でだん
だん減る傾向になつたが、一度やつた
ものがずつと相當に繁昌してやつて行
けるというようなことは、こちらの施
設状態がよくなつて来ておるにもかか
らず、それが残つておるといふことと
はいつまでも許すべきでないというこ
とから、先般検査いたしました。併し
一面には官のほうの郵便事業自体にも
不完全なところがあるからそういう商

売が成立つのだと、こういう点に反省をいたしまして、例えば夕方出した郵便を朝までに届けるというようなことにサービスをいたすべくそのほうの努力をしておるわけであります。

それから今の電話のスキヤンダルにつきましても、私もちよい／＼そういう報告を受けておるのであります、誠に遺憾なことではあります、こういうことをなくするようにいたしたいのであります、現在来年度においてすでに申込まれておる数が累計およそ七十万個と考へられます。なお隠れた需要というのもまだ百万や百五十万あるのではないかと。この国民の満足をするような投資をするということになれば、少くともこの一兩年の間に千五百億くらいのお金を入れませんとできないのであります、そういう金を全部政府で出しておるといふようなことも事実できない状態でもあります、財政の状態等を脱み合せまして、今年は百三十五億の預金部資金のほか、みずから償却費によつて得ました八十億を加えました二百二十億で今年度の建設勘定はいたすということになつておるのであります、なおそれだけでは行けませんので、さつき申しましたように、もう少し需要家の利益する人が或る程度金を出さうというなことを考へるのが実は一番手早いのであります。と申しますのは、戦争前には、電話は高いときには一月二千円くらいの負担金を拂つたのであります。まあ少いときでも五百円くらいの負担金を出したのであります。そういういたしますと、今日この物価の倍で申しますと、十万円とか、或いは多い場合には七、八十万円の金に該当

するのであります。だから、昔はそういう金でやつたのであります。今はそうでなくて何もかも国家でやるといふことになつておりますことは、如何にまあ予算の獲得が技術的に上手であつても、これは到底私はいかんと思ひますので、二面において工事のやり方についても、できるだけ経済的なやり方をするということが一つと、もう一つは、もう少し民間の資金を入れる方法についてあちら方面の御了解を得たいと思つて努力いたしておりましたが、先刻お話のありました、二年も三年も引かれないというような電話は、いわゆる不可能地域として、全然電話の線がその近所に行つていないところは、一個や二個の電話のために莫大な費用をかけるわけには行かないから、不可能地域として置いたのであります、が、今度これに對してあちら側の了解を得て、これに對しては特別な経費を負担してやるということになりました、それはすぐ実行に移したいと思つております。そういうようないゝゆるゆるの政府の企業としてやる場合には、徹底的に、或いは民間の金を借りたりしないで、全部国家の資本でやるべきであるというような在来のGHQの御方針があつたのであります、まあ日本の現在の事情から言つて、そうばかりにはとても行かんというよなことから、今のような方法を次から次と了解を得て進んでおるわけでありまして、まあ今後各方面について、そういうようないゝゆるゆるの受益者のかた／＼から或る程度負担してもらつてというような方針で進んで行きたいと、こう考へております。

○油井賢太郎君 電話公債はこの前際止になつたのですが、この前は高過ぎるやうに我々も考へたのですが、あれを或る程度の電話公債を出して、そういう解決を図られるやうな意思はないのですか。

○国務大臣(田村文吉君) 一番先に私も考へたのですが、一昨年です、ドツジさんのあれから、もうこういうふうなことはいかんということになりまして、やめたのであります。やめたのであります、受益者から御負担を願うという場合に、一番手早い方法は電話公債の方法だと思ひます。思ひます、その方法なり、或いは負担金の方法なり、或いは單純な借入れの形なり、こういうやうなものについて目下検討いたしております。

○松永義雄君 只今不可能地域とおつしやつたのですが、不可能地域というのはどういふものですか。

○国務大臣(田村文吉君) これは省内の都合によつてきめておる用語であります、どうも一般的に通る言葉ではないのであります、先ほど例を申し上げましたけれども、或るところにケーブルが通つていると、それから一里も二里も離れているところで、全然その近所に電話線が行つておらない、そこにやるには、新たに電線の基礎設備から全部やつて行かなければならぬところ、一応不可能地域ということ、省内できめておる用語であります。

○松永義雄君 都市の真中のごときはどうなんでしょうか。

○国務大臣(田村文吉君) それは都市の真中にはそういうやうなところは余りないと思ひます。ただ技術問題としては、線が一ぱいで、交換台が一ぱいで、これ以上は一個も増やせんというやうな状態にあるところがあります。こういうやうなところは、不可能地域とは申しませんが、そういうところはあります。

○松永義雄君 スキヤンダルということがあつたのでちよつと連想いたすのですが、どうもそういう傾向が強いというのを耳にするのです。まじめに正直に顔出ている者はいつまでたつたつて引いてもらえないのです。而もそれが極めて繁華街の地域にある。如何ですか。

○国務大臣(田村文吉君) 今のスキヤンダルにつきましても、そういうことのないやうに徹底的に取締を嚴にいたしますと同時に、一方においてはもう少し電話の引かれやすいやうに、資金の面におきましても、実際の作業の面におきましても、なるやうに努力をいたして参るつもりでやつております。

○松永義雄君 努力々々とおつしやつるが、本當に努力してもらわなければ困ります。

○森下政一君 又問題は變つて、郵政事業の本質的な問題になるのですが、先刻佐多君から、可なり独立採算制の問題について突つ込んだ御質問がありましたが、いろ／＼大臣の御答弁を聞いておきまして、いつの日か独立採算制が確立されるときがあるかということについては、ちよつと見通しがつかねるというふうに思ふのです。そうしてこの收支のバランスを得るためには、郵便料金の値上げをして増収を図る以外に増収の途がなさうに響く

ですが、これは何かほかに料金の値上げ以外に郵政事業の上から考へられる増収の途というものはないものなんですか。欧米各国の郵政事業においては、何か郵便料金のみによる収入を上げておる。例えば今日のものは表にちよつとした広告を印刷するとか何とかがいふやうなことが出来るものとするならば、これは相当増収の途があるのではないかと、これは相當に思ひますが、そういうやうなことに御研究があつたのではないかと申すのですが、諸外国の例等も若し御承知でしたらこの際に、折角大臣がお見えになつているときに何つて置きたいと思ふのです。

○国務大臣(田村文吉君) 郵政省自体といたしまして、郵便事業のほかに、貯金事業、保険事業等がございますが、これは會計が別になつておりますので、今の三十六億の繰入は郵便事業プロパーのものに對するものであります。そこで、お前たちは郵便事業自体の独立採算ができるだけ堅持して行ければ結構なんだが、その意味において單なる料金の値上げだけでなしに何かにかかないかということでもあります。例えばはがきに広告をするとかいふこととであります、御尤もなことでありまして、実はもう事務當局においては、あらゆる考案が次から次に出て参るのであります。併し今のはがきの広告のやうなものは、結構だが、どうも政府の行ふ公營事業として、余りにこれが露骨になり過ぎるやうな広告になつては困ると、却つて利用者に不快感を與えるやうなことがあつては困ると、例えば自分の商売敵の人の名が来る、と、そうすると受ける人のほう

○森下政一君 御尤もなことで、経費を節約して事業自体の合理化を図つて行く、これは当然何よりも先になされなければならんことだと思つておりま

あると思いますが、これは十分お考え
になつてゐることはと思いますが、独立
採算制というものを確立して、絶えず余
裕ができたときにはこの会計から一般
会計へ繰入るものではないかと考へて

に今までの特定局の経営方針を至死まで
えて本當の官吏というふうな立場で以
つて取扱つていゝるようですが、そのた
めに民衆の受ける不便というものは相
當大きい。例えば時間を過ぎますと切
手も売らない。はがきも売らないとい

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○佐多忠隆君 事務当局のほうは……。

○委員長(小串清一君) 事務当局は来てもらいます。今のアルコール専売問

上げることは何といいますが、資料を持つておりませんが、政策の問題でございますから、大臣か何かのかたでないとかちよつと申上げることはできないの

○油井賢太郎君 じや、別の機会に……、若し何でしたら今やつておる間に責任者、次官とかどなたか見えられように御配慮願いたいのです。何かこれに対する特別な法案が作られるそうだから、この質疑は私は一応打ち切ります。

○小林政夫君 アルコールの質問を続けます。ちよつと今休憩中にいろいろ承わつたので、大体もうわかつたのですが、この予定損益計算書の売上高と、それから最初の事業収入、歳入のほうの事業収入との売上高二十六年度予定額との数字の違いの点を御説明願います。

○政府委員(佐藤一郎君) 詳しい説明は改めて通産省からあると思います。が、建前といたしまして、事業特別会計の経理のやり方が損益を出しますときにはいわゆる未収未拂等を頭に入れた発生経理をいたしておるのをごいいます。ところがこの予算のほうは純粹の歳入歳出の現金の出入りという事になっておりまして、そういう方面の食い違いも起り得るわけでありまして、数字的に若しお入用でしたら詳しく改めて説明しますけれども……。

○説明員(井上猛君) 数字的に御説明申し上げますと、二十六年度に販売いたしました数量が三万二千キロで、この金額が三十八億八千万円でございまして、そのほかに前年度の売拂いのもので現金が入つて来ておらないものと、それから今年度売りましても現金が入らないもの、従つて前年度に売つて現金が入らないものは二十六年度に入るわけでございます。それから二十六年度に売りましても、現金の入らな

いものは二十七年に入ることにあります。その差引の金額が三十八億九千九百万円から三十八億八千万円、さつき言つた数字になるわけでございます。その点が食い違つております。

○小林政夫君 官庁の経理というのはよくわからないのですが、民間から言ふと未収金の額はそういうはずはないのだけれども、大体そういうことでやるのですか、それとも……そういう慣例なすですね。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと御参考のために申上げて置きますと、御承知のように従来国の一般会計のほうは勿論純粹に現金の当該年度中の受拂いといふもので立つておるわけでありまして、それで我が国の会計制度はつづつと特別会計におきまして、従つて特別会計におきまして、一般会計と同様の経理をして参つたわけでありまして、その後事業的な性格の特別会計がだんだん殖えて参りまして、その結果といたしましてまあどちらを以て押えるかといふことは常に議論になるのであります。が、まあ一般会計との関連等もありまして、例えば会計間の繰入れをお互いに取りあうといふことになりまして、片一方は現金的であり、片一方はいわゆる純粹の会計学的の支拂をするといふ食い違いも出て来るし、各種の不備もございまして、現在のところでは事業会計におきましても大体現金主義の原則をとつておるのでございまして、併しながらその経理の實際に合わない点も起つて参りますので、あえて発生主義的な経理もいたすと、そこで予算の建て方のほうは現金的であるけれども、事業の経理の實際と並びにそれを現わしている貸借対照表と損益計

算書のほうは、近代的な経理の方式でやつておるのでありまして、この實際の経理と予算の科目の建て方といふことで多少食い違いがありまして、これはまあできるだけ調整して行きたい。従来の考えといたしましては予算そのものの事業的なものにつぎましては、会計学的な予算の組み方をしたらどうか、ただこれは非常に大きな変革でございまして、一遍にちよつとやりかねる問題でありますから、目下のところは是非についてやはり研究いたしております。

○小林政夫君 私は是非その会計学的な、少くとも企業に関する特別会計はそうやるべきだと思ふのです。独立経営といふようなことができないのですね。

○政府委員(佐藤一郎君) できるだけしたいと思います。

○大矢半次郎君 私は前田の作業資産の減になるという理由をお尋ねしましたが、なおあとで調べて答へをするといふこととございました。この際お伺ひたい。

○政府委員(佐藤一郎君) ちよつと前回の説明が不十分で申訳がございせんが、この前の大矢委員の御質問もございまして、毎月々々一定の割当がございまして、まあその度ごとにそのときとしては要らない原料でもやはり買持をしなければならぬといふような事情が實際に上存しておつたわけでありまして、それで二十六年度の予算を考えますと丁度その時期、即ち昨年の秋でしか統制が撤廃になりまして、一応原則的に言へば、これは随時に入手することができるといふ見込を立てまして、

ここにありますように随時に入手できるのだから、何も疑かして置く必要がないといふことで、一応手持を減らすという建前で組んであります。これは勿論この特別会計の資金繰り等と関係いたすわけですが、企業の経営に無理のない程度の原料だけを持てばいいと、こういうふうな組んだ結果が多少原料は減少するといふふうな現われて参つたわけでありまして、同様の見地から製品につきましても、そうたくさん製品の手持をする必要がないといふことで、併せて製品も減少をしたわけでありまして、

○大矢半次郎君 今の説明によりまして、統制が解除になつた過渡期の年度においてはその必要がありまして、将来更に同様のことを繰返す必要はないように思われますが、その点はどうですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 同様のことを繰返すとおつしやいますと……。

○大矢半次郎君 統制が解除に……統制がある場合には、諸般の関係から手持を余計持たなければならぬ。併し統制が解除になつたら、そういうことは要らない。自然のままに任せていいかということになりますと、将来は再び一般会計に繰入れるといふことは必要が起つて来ないと思われませんが、その点をお伺ひいたします。

○政府委員(佐藤一郎君) わかりました。結局まあこの法律自体、こういうやり方自体はもう必要がなくなるのじやないかといふお話のように見受けられますが……。

○大矢半次郎君 さようです。

○政府委員(佐藤一郎君) まあ私も

といたしましては、従来インベントリー・ファイナンスを一般会計から見つておつたという、まあ逆の場合を考へてこういうふうなことをやるので、まあ事業会計の原則からいいますと、この方法が必ずしもいいということば考へておりません。過渡的な措置、こういうつもりでありますので、更に次の年度におきましては十分検討したいと思ひます。

○大矢半次郎君 数字の点であります。が、この予定貸借対照表によりまして、二十五年度末は六億五千万で、その差額は二億以上になつておるにかかわらず減少額がそれほどになつていないと、数字が少し合わないように思われますが、如何でございますか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは先ほどの一億六千万ですか、申上げましたのは、これは固定資産も作業資産も一切入れまして、そうして比較しておるわけです。

○大矢半次郎君 それでは作業資産からの価格減といふのは一億九千二百万となつておるのでございまして、先ほど申上げました二億一千幾らと多少二千万円くらいの食い違いがあるように思ふのです。

○小林政夫君 数字の食い違いの点では、まだこの二十四年度の財産目録の固定資産額と、それから貸借対照表の固定資産額とも違ふのです。

○説明員(井上猛君) 最初の問題ですが、これは作業資産の一億九千二百万円、これは作業資産の減でございまして、それから先ほど申上げた一億六千七百万円は作業資産の減から固定資産

の増の二千四百万円を差引いた数字、これを申上げたのでございます。

○大矢半次郎君 私の申上げましたのは、二十五年度の予定貸借対照表の作業資産は六億五千万になつておる。それから二十六年度の作業資産の価格は三億八千八百万、従つてその減は二億以上になつておつたにかかわらず、二十六年度の予定損益計算書においては、作業資産価格の減は一億九千二百万で数字は合はんように思われる。どうしてそうなるかという質問なんです。

○政府委員(佐藤一郎君) それではちよつと説明員から数字の説明をいたします。

○説明員(阪東晴雄君) これは現実の問題といたしまして、二十五年度の予算通りに二十五年度の実行がその通り行われるかどうかというところに原因があるのでございますが、二十五年度の予算通りに二十五年度は行かない。それではどの程度まで行くかというところで計数を弾いたものが別にございます。その計数を弾いたところによりまして、二十五年度で計算された予算総額の範囲内において実行なし得るといふ見通しが明らかになつたために、二十五年度の補正予算を組むという手続をとらないで、実行上越し得る資産、そういうものを一応予定いたしましたとして、その越し得る資産を二十六年度に越して、そうしてそこから二十六年度の新しい予算を編成するというふうな二段の段階をとつたのであります。その二十五年度の成立予算に対する実行計画の資料がここについておらないためにかような食い違いが生じたことでございますから、その資料を別に調製いたしましたして、その間の計数の細かい説明をしたいと思ひます。

○大矢半次郎君 その資料の提出を願ひます。

○小林政夫君 すると今の説明だと、この二十五年度の予定貸借対照表といふのは、二十五年度の予算のときに添付された予定貸借対照表なんですか。

○説明員(阪東晴雄君) さうでございます。

○小林政夫君 それじや意味がないじやないか。(それじや審議できないじやないか)と呼ぶ者あり

○小林政夫君 資料不十分ですね。それからもう一つその資料不十分という点については、非常にこの資料の観念が困ると思うのですが、我々が別にもらつておるプリントでも、アルコールの需給計画という資料がございまして、二十六年度の予算、これが前年度の繰越という数字が違つてゐる。勿論これが違つてゐるというところは御承知でここに書いてあるわけなんです。二十六年度四月に作成された需給計画の予算書をもらつてゐるのですが、その後において非常に情勢が變つてゐる。最近もらう資料ですから、もつと新しい資料をもらわなければ意味がないと思ふ。

○政府委員(佐藤一郎君) 私のほうも申訳なかつたのですが、これは特別会計によりまして新しい資料のあれで出てゐるところもあるのです。またまたこの会計では古い資料が出ておりましたが、今後はできるだけこの損益、並びに予定貸借対照表を出します際に、最も近い実情のわかるものを出すように大蔵省からも各省とよくお話し合いをいたして出すことにいたします。

○大矢半次郎君 その予定貸借対照表には減価償却引当金という科目がありますが、これの性質を御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(阪東晴雄君) 減価償却引当金は、これはその年度までに減価償却されたものの総額を計上したのでございまして、それでこれはどういふような効果がありますかと申上げますと、固定資産に計上されてゐる金額自体が、この減価償却をしない額が計上されておるわけでございます。これは私のほうの特別会計法にそういうことが載つておるわけでございますが、それで純資産は固定資産に計上してあるものから減価償却を、引当金を差引かないと出て来ない。ただそのくらの効果しかないものでございまして、純資産を差引くする場合において、この今までのくらの償却されたものがあるかというところを知るための、それだけの役割を果してゐるわけでありまして。

○大矢半次郎君 さうにいたしますと、二十五年度末と二十六年度末の固定資産の価格の増減は、これだけの資料ではやはりわかりませんね。前年度末において実際の減価償却した場合の固定資産は幾らになるか、今年度末にはそれが幾らになるかというものを見なければ増減がわからんと思ひますからして、その資料も併せて提出願ひたい。

○小林政夫君 さつき二十四年度の財産目録と貸借対照表と、これは確定だと思ふのですが、この固定資産の金額が合わない点はどうか。財産目録の金額と、それから貸借対照表の固定資産が。

○説明員(阪東晴雄君) 只今申上げましたと同じでございますが、財産目録には固定資産の純資産を計上いたしましたして、貸借対照表には法令によりまして、固定資産に減価償却の引当金を加えたものを計上するのでございまして、それを差引きますと、仰せの通りでございます。

○小林政夫君 ほほうなか／＼むずかしい……

○油井賢太郎君 このアルコール専売事業では、大体今年ほどのくらの利益を挙げるといふ目標を立ててやつてゐるようですが、需要が殖えれば勿論それが殖えるわけですね、それはあれですか、安くして需要を満たすということと、それから成るべく品物を余計出さない、利益を相当挙げたいということの政府の方針はどうなつておるのですか。

○説明員(井上猛君) 勿論我々といったしましては、一面事業を運営するという建前と同時に、工業用原料を供給するわけでございまして、結局現在の方針では、できるだけ値を安くして、工業的原料を安く供給すると、こういう目的で以て行きたいと存じております。従いまして利益を挙げるために売らないという方針ではなくて、むしろ値を下げてできるだけ低値に供給すると、こういう方針で進んで行きたいと思つております。

○油井賢太郎君 その需給のバランス、或いは方針なんかどこで調査したり、立てたりするのですか。需給の状況に依つて毎月同じじやないでしよう。それをどういふふう調整して行くかということですね。これは通産省でおやりになつてゐるのですか。

○説明員(井上猛君) 通産省で勿論やつております。従つてこの需給の立て方でございますが、一応過去の実績、それから将来の見通し、こういうものを一応参考にしたしまして、需給のバランスを立てるわけでございまして。

○油井賢太郎君 次に酒類用の、相当予算には計画されておるのですが、これは、一般の酒との関係上は、どんな状況になつておるのですか。例えば一般の酒のほうの税金と、このアルコールの、いわゆる専売益金との関係ですね、それはどんなことになつてゐるのですか。

○説明員(井上猛君) 専売アルコールから酒のほうに廻しますアルコールは、清酒のほうもろみ添加用のアルコールでございまして、従つてもろみ酒の業者は、もろみ添加用に使うところのアルコールの税金のほうは、それで作つた酒のほうにかかるとございまして、従いまして専売アルコールを供給いたしますとき、その税金を差引いた額、それで工業用のアルコールと同じような価格で売つてゐるのです。従つて益金のほうは勿論税込みでございまして、それで、それだけ減つて来るということでございます。

○油井賢太郎君 その次、一般薬屋等において、アルコールを売つてゐますね。医薬用と申しますか、あれはあれですか、相当利益が酒なんかと比較してバランスがとれてゐるのですか、それとも特別に安く売つてゐるのですか。

○説明員(井上猛君) 一般薬局で売つております局方アルコールについては、医薬用に使われますので、変性ができません。又取締も非常に問題でございまして、これは税金相当額を含ま

んだ価格で売っております。厳密に申し上げますと、具体的に申し上げますと、大体工業用に廻すものは政府売渡価格が一キロワットル当り九万五千四百四十円ですが、局方で売る場合には、政府売渡価格が一キロワットル当り五十二万でありまして、その差額が税金相当額、かようなわけになっております。

○油井賢太郎君 その場合医薬用のアルコールを薄めて、一般の酒の代用に飲んでゐる向きもあるようですけれども、酒とのバランスはそれで十分とれてゐるんですね。

○説明員(井上猛君) 値段の点ではとれております。

○大矢半次郎君 工業用の酒精は大部分酒のほうに流用されておる、密造用と申しますか、そういうことがよく言われるのでございまして、これに對して通産省ではどういふ取締方法をやつておられますか。

○説明員(井上猛君) 盛んにそういう噂が飛んでおるのでございまして、まあ全然ないとも申上げかねるのでございまして、一応その取締の面につきましては、先ず工業用に向けられるものは全部変性をするという建前でござい

ます。メタノールの変性、或いはベンゾールの変性をやる、そうして売る場合には、一応変性のときには専売官吏が立会をする、それからそれが果して工業用に使われたという点もあとで使

現在我々のほうの人間では取締の点も不完全な点もございまして、特に国税庁の税関官吏千名ばかりの応援を頂

きまして、共同でそういう取締をやる、かようなふうに取り運んでおります。

○松永義雄君 アルコールの中にメチールというのは何パーセントぐらい

入つておりますか。お答えできなかつたらあともいいのですが、別にあなた

のほうの所管のことを聞いておるわけじゃないんですけれども御説明を願

ひたいと思ひます。アルコールを利用して、密造して、酒を造つて、そうし

て、通産省令なんか出ておる法律で、裁判沙汰で非常に重い刑を科せら

れておる。これは法務庁の問題ですか、お答えなさらなくてもいいですけれ

ども、そういうことを心配しておるので一つ……。

○委員長(小串清一君) 只今の質問は何ミグラムとかいう制限はあるんで

しょう。それをあなたのほうの管轄じゃないけれども、それを尋ねておられるんだが。

○説明員(井上猛君) アルコールの中に入つておるメチールの量は、資料を

ここに持合せておりませんので、計数的に申上げかねますが、生産いたしま

すときには極力メチールを抜くことになつております。ただ工業用に廻す

場合は、これも工業用に使われる商品によりましてメチールが入つておつて

非常に工合が悪い場合もございまして、そういう用途によつて、いろいろ

変性法がメチール変性、或いはベンゾール変性と、こういうふうに分けて

おりますが、メチール変性をいたしましても、今のところすぐそれを飲んで

人畜に被害をこうむる量までも入つておらないと私は記憶いたしております

が、計数的なことは調べまして、後はど御説明をいたします。

○松永義雄君 私の聞きたいのは、一

ミリグラム以上か以下かということでは、ミリグラム以上か以下かということ

です。

○委員長(小串清一君) それではアル

コールの問題についての質疑は御発言がないようですが、この辺で質疑を打

切つて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それでは質問なしと認めて打ち切ります。

○委員長(小串清一君) その次の郵政事業特別会計の歳入不足を補てんする

ための一般会計から繰入金に関する法律案について質疑を開始いたしま

す。なお厚生保険についての御質問があつたらそれも結構です。

○油井賢太郎君 厚生省関係の人員

ですね。

○政府委員(佐藤一郎君) 今来ており

ませんが、至急連絡をとりますが、呼

んではあるのです。

○油井賢太郎君 大蔵省関係でもおわ

かりになるのじゃないかと思うのです

が、厚生保険の収入は相当大きな金額

になつておるのですが、この歳入と歳

出のバランスですね、時期的ズレはな

くてスムーズに行つておるのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 歳入歳出の

バランスですか。

○油井賢太郎君 ええ。

○政府委員(佐藤一郎君) つまり健康

保険のような問題……。

○油井賢太郎君 歳入と歳出の……こ

れもバランスがズレがなく行つておる

のですか。それとも歳入のほうが遅れ

勝ちだとか、或いは歳出がとかく滞滯

して健康保険が非常に困つてゐると

か、そういったような状況は最近どう

ですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 健康保険と

いたしましては非常に滞滯しておるわ

けです。事実上それでそのための料率

のほうの引上げとか、どういふふう

にして赤字を是正するかという問題が

ございまして、厚生保険全体として

は健康保険のふくまふと状況が全く

同じであるかどうか、ちよつと私も

まびらかにしませんので、係官が来

ましたら御説明することにいたします。

○小林政夫君 細かい問題ですが、厚

生省が見えるまで、郵政省のほう……

二十六年年度の郵政事務特別会計の予定

貸借対照表によると、預金が七十二億

と、それから預託金のところがいろいろ

あるわけですが、これだけ金があるなら

ば借入金なんかは要らんように思う。

十六億の借入金ですね、その点これは

最後の三月三十一日がこうなると、こ

ういうことなんでしょうけれども、こ

の点どうですか。

○政府委員(佐方信博君) 実はこつち

のほうのなには予算に現れておりま

すけれども、郵政省の扱つております

のは、いわゆる税金であるとか、厚生

保険、失業保険、いろいろな他会計か

らの受入も非常に出ておるわけです。

この金は郵政事業が直ちに使える金じ

やないわけですね。片一方の借入金のは

うは終戦後におきまして、郵政事業の

ために借入れた金でございまして、

一時的な現象として預金がありますけ

れども、すぐ両方の請求が来ましたら

拂わなくちやいかんということになつ

ております。

○小林政夫君 外国為替差金とか、為

替貯金難收というのがありますね、こ

れはどういう……収入のほうですが

ね、二百七十二頁の……。

○政府委員(佐方信博君) ここに……

います外国為替の、上の手数料と下の

差金というの、外国為替を始めます

と起つて来ますが、これは皆先方から

こつち外国為替を送つて参ります、そ

うしますと郵便局では先ず為替を宛名

の人に拂うわけでございます、日本金

で。併し実際のドルなどはあとで来る

わけでございます。それでその際に郵

政省のほうで一応銀行じやございせん

けれども、銀行並みの取扱を為替管理

委員会のほうで認めてもらつておりま

す。それはもう規則にきまつておりま

す。そうしてその場合に何と言ひます

か、公定の三百五十何円かを渡して参

りますと差額がそこに出て来るわけ

でございます。その差額が外国為替差金

でございます。外国為替手数料は私ど

ものほうでそういうふうな業務をやつ

ておりますので、外国の郵政庁から私

のほうの郵政省に對しましてこれの手

数料が来ると、こういうことになつて

おります。

○小林政夫君 他会計からの受入の算

出の基礎ですね。これはどういふ標準

で計算したのですか。

○政府委員(佐方信博君) 私のほうの

仕事は郵便と貯金と保険と特定局にお

きますところの電気通信業務、この四

つが大きな仕事でございまして、この

うち郵便業務は郵政省の自前でやつて

おりますけれども、ほかの貯金、保険、

電気通信業務は皆他会計からの受入れ

ということをやっております。先ず第一にあとのほうに出ておりますが、今の二百七十五頁の上から御覧になるとわかりますが、総係、その次が郵便業務、為替貯金業務、保険年金業務、それから電気通信の委託業務ということになっております。これは皆郵便局におきますところの現業の人員費、物件費をそれ／＼算出するわけでありまして、その定員によりまして総係費を分担する。それから直接の貯金につきましましては、郵便局におきますところの貯金の従事員の人員費と物件費は主として定員を基礎にしております。保険も各郵便局で分担するわけでありまして、その実費をもちろということになつて算出しておるわけでありまして。

○油井賢太郎君 これは委員長に要求するのですが、健康保険の、先ほどちよつと私が質問したいいわゆる歳入歳出の毎月の何と言いますか、移り変つて行く状況を数字的によく検討する必要があるわけでありまして。その関係の資料を厚生省に要求して頂きたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) 承知いたしました。それでは今日はこれを以つて散会いたします。なお明日はやはり午前十時から会議を続行いたします。

午後二時三十九分散会
出席者は左の通り。

委員長 小串 清一君
理事 大矢半次郎君
森下 政一君
委員 愛知 揆一君

國務大臣

郵政大臣 田村 文吉君
気通信大臣 西川甚五郎君

政府委員

大蔵政務次官 佐藤 一郎君
大蔵省主計 安田 巖君
局法規課長 長村 貞一君

厚生省保険局長 佐方 信博君
通商産業省通 局長 貞一君
商化学局長 局長 貞一君

郵政省経理 局長 貞一君
局主計課長 局長 貞一君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君

説明員

通商産業省通 井上 猛君
商化学局アル コール課長 井上 猛君
通商産業省通 阪東 晴雄君
商化学局アル コール課勤務 阪東 晴雄君

郵政省郵 務局長 前田嘉壽夫君
郵政省大臣 官房人事部長 土生 滋久君
給與課長 土生 滋久君

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

れを主務大臣を経由して大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

2 前項の承認があつたときは、その承認に係る予備費使用書に掲げる経費については、第四條の三第一項の規定による予算の通知があつたものとみなす。

(予算の繰越)
第十三條 公団等の毎事業年度の支出予算は、これを翌年度において使用することができない。但し、年度内に支出負担行為をし、避け難い事由のため年度内に支拂を終らなかつた支出金に係る支出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

第十四條 公団等の長は、前條但書の規定による繰越をしようとするときは、事項ごとにその事由及び金額を明らかにした繰越計算書を作成し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

2 前項の承認があつたときは、その承認に係る繰越計算書に掲げる経費については、第四條の三第一項の規定による予算の通知があつたものとみなす。

第十條の三に見出しとして「(支出負担行為計画及び支拂計画)」を加え、同條中「第四條の二」を「第四條の三」に改め、同條を第十一條とし、同條の次に次の三條を加える。

(予備費の使用)
第十二條 公団等の長は、予備費を使用しようとするときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作成し、こ

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律第四條の

二、第五條及び第十二條の規定は、公団等の昭和二十六年度分の予算から、改正後の同法第十三條及び第十四條の規定は、公団等の昭和二十五年度分の予算から適用する。

昭和二十六年二月二十二日印刷

昭和二十六年二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所